

<p><b>海外発生期</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p><b>目的：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 府内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p><b>対策の考え方：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 府内発生した場合には早期に発見できるよう府内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者及び府民に準備を促す。</li> <li>5) 検疫等により、府内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府民生活及び府民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

## (1) 実施体制

### (1)-1 体制強化等

- ① 府は、国が、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、条例に基づき知事を本部長とする府対策本部を設置する。また、府有識者会議等の意見を踏まえ、国が決定する基本的対処方針及び府行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(全部局)
- ② 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(健康福祉部、関係部局)

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 府内サーベイランスの強化等

- ① 府及び京都市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、府内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)
- ④ 府は、引き続き、国が行う鳥類又は豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。(健康福祉部、農林水産部、文化環境部)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

府は、府民に対して、海外での発生状況、現在の対策(帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、相談窓口の設置等)、府内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部)

### (3)-2 情報共有

府は、国、市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(危機管理監、健康福祉部)

### (3)-3 相談窓口の設置

府は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口(専用コールセンター等)を設置し、適切な情報提供を行う。(府民生活部、健康福祉部)

また、市町村にも相談窓口の設置を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 府内でのまん延防止対策の準備

府、国及び京都市は、相互に連携し、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛の要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

また、国及び京都市と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（健康福祉部）

府は、事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。（関係部局）

### (4)-2 水際対策

#### (4)-2-1 検疫の強化

- ① 府は、舞鶴港及び宮津港に入港する貨物船及び客船の検疫については、大阪検疫所が行う検疫について、必要な協力を行う。（健康福祉部、建設交通部）

舞鶴港及び宮津港に来航する貨物船及び客船から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所、舞鶴市その他関係機関との連携を確認・強化する。（健康福祉部、建設交通部）

- ② 府及び京都市は、検疫所から通報があった同乗者及び発生国からの入国者については、健康監視を実施する。（健康福祉部）

- ③ 府は、検疫の強化に伴い、舞鶴港及び宮津港並びにその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

#### (4)-2-2 密入国者対策

府は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。（警察本部）

### (4)-3 在外留学生対策

府は、京都市と連携し、府内の各学校等に対して、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。（文化環境部、教育委員会、政策企画部）

### (4)-4 予防接種

#### (4)-4-1 ワクチンの供給

府は、府内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（健康福祉

部)

#### (4)-4-2 接種体制

##### (4)-4-2-1 特定接種

府及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(知事直轄(職員長G))

##### (4)-4-2-2 住民接種

- ① 市町村は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条の規定により、住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 府は、全府民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。(健康福祉部)

#### (4)-4-3 情報提供

府は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市町村、関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。(健康福祉部)

### (5) 医療

#### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

府は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。(健康福祉部)

#### (5)-2 医療体制の整備

府は、京都市と連携し、以下のことを行う。(健康福祉部)

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来の設置と診療を要請する。
- ② 感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等を疑う者の受入れの準備を要請する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、府医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

- ④ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

### (5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

府は、以下のことを行い、京都市に対して同様の対応を要請する。(健康福祉部)

- ① 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### (5)-4 医療機関等への情報提供

府は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

他府県と隣接する医療機関に対しては、隣接する府県の発生段階を踏まえて適切な情報提供を行う。(健康福祉部)

### (5)-5 検査体制の整備

- ① 府は保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。(健康福祉部)
- ② 府は保健環境研究所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に送付する。(健康福祉部)

### (5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

- ① 府及び京都市は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ② 府は、保健所が行う患者の濃厚接触者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する予防投与に備えて、手順等を確認する。(健康福祉部)
- ③ 府は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康福祉部)
- ④ 府は、管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を把握するとともに、同販売業者に対し流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保するよう要請する。(健康福祉部)

## (6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応

- ① 府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係部局)
  
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、府及び国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係部局)  
府は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係部局)

### (6)-2 遺体の火葬・安置

府は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(健康福祉部)